

介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービス A(A-1)

(重要事項説明書)

令和7年3月改正



一 番 星 訪 問 介 護 事 業 所

〒760-0080 香川県高松市木太町4051番地2

Tel 087-866-9936 Fax 087-866-9937

介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービス A（A-1） （重要事項説明書）

お客様に対する

☐ 介護予防訪問介護相当サービス

☐ 訪問型サービス A（A-1）

の提供開始にあたり、一番星訪問介護事業所があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

1. 事業者

法人名	有限会社 一番星
法人所在地	〒760-0080 香川県高松市木太町4051番地2
代表者氏名	取締役 田中 美代
電話番号	087-866-9936

2. 事業の概要

事業所の名称	一番星訪問介護事業所
サービス種類 (事業所番号)	介護予防訪問介護相当サービス (3770104150) 訪問型サービス A（A-1） (37A0100987)
所在地	〒760-0080 香川県高松市木太町4051番地2
電話番号	087-866-9936
サービスを提供する地域	高松市・さぬき市・三木町

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービス A（A-1）においては要支援 1、2、又はチェックリストにより事業対象者に該当すると判定された高齢者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活の質の確保及び向上を図ると共に、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービス又は訪問型サービス A（A-1）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

介護予防訪問介護相当サービス（要支援１、２、事業対象者）

介護予防訪問介護相当サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能や意欲を高めるために利用者と共に行う援助や専門的な援助を行います。 例 起床介助、就寝介助、整容介助、食事介助、衣服の脱着、入浴介助、排せつ介助、清拭、体位変換、服薬管理、通院介助、その他
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例 調理、洗濯、掃除、買物、薬の受取、衣服の整理など

訪問型サービスA（A－１）（要支援１、２、事業対象者）

訪問型サービスA（A－１）は、従事者が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

生活援助	家事を行うことが困難な者に対して、家事の援助を行います。 例 調理、洗濯、掃除、買物、薬の受取、衣服の整理など
------	--

5. 介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA（A－１）職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	
管 理 者	介 護 福 祉 士	1 人	0 人	1 人	サービス提供責任者と兼務
サービス提供責任者	介 護 福 祉 士	1 人	0 人	1 人	管理者と兼務
	実務者研修修了者	1 人	0 人	1 人	
従 事 者	訪問介護員等 常勤換算後の人数2.5人以上				

6. 管理者及びサービス提供責任者

管理者	田中 美代
サービス提供責任者	真子 忠和 田中 美代

7. 営業時間

営 業 日	年中無休
営業時間	午前 9 時から午後 6 時まで ※なお、緊急時等に備え、電話等により 24 時間常時連絡は可能

8. 介護予防訪問介護相当サービス（要支援 1、2、事業対象者）利用料（お客様負担分）

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本 利用料	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
訪問型独自サービスⅣ （1 回につき）	週 1 回程度のサービスが必要とされた場合 （事業対象者・ 要支援 1・2）	2,930円 （1 回あたり）	293円	586円	879円
訪問型独自サービスⅠ （1 月につき） ※ 1 月の利用回数が 4 回を超えた場合		12,006円 （1 月あたり）	1,201円	2,402円	3,602円
訪問型独自サービスⅤ （1 回につき）	週 2 回程度のサービスが必要とされた場合 （事業対象者・ 要支援 1・2）	2,930円 （1 回あたり）	293円	586円	879円
訪問型独自サービスⅡ （1 月につき） ※ 1 月の利用回数が 8 回を超えた場合		23,983円 （1 月あたり）	2,399円	4,797円	7,195円
訪問型独自サービスⅥ （1 回につき）	週 2 回を超える程度のサービスが必要とされた場合 （事業対象者・ 要支援 2）	2,930円 （1 回あたり）	293円	586円	879円
訪問型独自サービスⅢ （1 月につき） ※ 1 月の利用回数が 12 回を超えた場合		38,052円 （1 月あたり）	3,806円	7,611円	11,416円

上記の基本利用料が改定された場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本 利用料	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,042 円	205 円	409 円	613 円
介護職員処遇改善加算Ⅲ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計 18.2 %			

9. 訪問型サービス A（A-1）（要支援 1、2、事業対象者）利用料（お客様負担分）

【基本部分】（自己負担 1 割のめやす）

1回あたり	220単位
週1回程度の利用で月4回利用した場合（1ヶ月あたり）	899円
週2回程度の利用で月8回利用した場合（1ヶ月あたり）	1,797円

上記の基本利用料が改定された場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

10. キャンセル料

お客様がサービスを利用した場合の「基本利用」は上記の通りであり、お客様からお支払いいただく「利用者負担金」は原則として負担割合証に応じた基本料金の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険制度における支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

キャンセル料

利用予定の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、お客様の体調や容体の急変等、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料	500円
--------	------

11. 支払方法

当事業者は、お客様に対し、翌月10日までに、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

次のいずれかの方法によりお支払いください。

ア	指定口座からの引き落としによる支払い(翌月27日)
イ	窓口での現金支払い(支払い期限翌月27日)
ウ	下記指定口座への振込み(支払い期限翌月27日)
	香川銀行 普通預金 口座番号 1430263
	有限会社 一番星 取締役 田中 美代

12. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

13. その他

訪問介護員は、

- ・医療業務を行うことができません。
- ・年金等の管理、金銭の貸借などを行うことはできません。
- ・他の家族に対する食事の準備等を行うことができません。

(1) 守秘義務

当事業所のサービス提供者は、利用者又はその家族の秘密を守ることを誓約して業務に従事しています。

(2) 緊急時の対応方法

サービス提供中にお客様の容体の変化などがあった場合は、主治医、救急隊、親族などへ連絡を取る等必要な措置を致します。

(3) 事故発生時の対応

- 1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- 2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

(4) 個人情報の保護

- 1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- 2) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(5) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	田中 美代
-------------	-------

- ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています（年1回以上）
- ・虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底をしています。
- ・虐待防止のための指針を整備しています。
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・介護相談員を受入れます。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(6) 身体拘束等の禁止

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとします。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底をしています。
- ②身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- ③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

(7) 衛生管理等

従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、設備及び備品について衛生的な管理に努めます。

事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

- ① 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っています。
- ②事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

(8) 業務継続計画の策定等に関する事項

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- ・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。
- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っています。

(9) 当該事業所従業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

14. 苦情申立窓口

苦情申立ての制度

当事業所の提供するサービスについての苦情があった場合は、相談員より直ちに相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を聞き、事実の確認を行います。その後、必要のある場合は検討会議を行い、翌日までに具体的な対応・処置を行います。

ご利用ご相談窓口 (担当：田中)	ご利用時間 ご利用方法	電話 面接	午前 9 時～午後 6 時 087-866-9936 場所 一番星訪問介護事業所
国民健康保険団体 連合会 介護保健 室	ご利用時間 ご利用方法	平日 電話 面接	午前 9 時～午後 5 時 087-822-7435 場所 国民健康保険連合会 介護保健 室
高松市介護保険課		電話	087-839-2326
さぬき市介護保険課		電話	0879-52-2519
三木町健康福祉課		電話	087-891-3304